

2 - (1) - 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 群 数
A A	水道 1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道 2級 水産 1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/ 100mL以下
B	水道 3級 水産 2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産 3級 工業用水 1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水 2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水 3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつB G L B醣酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - " 3級：コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 河川の水生生物に係る環境基準（平成15年11月5日付追加）

類型 項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち，生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物 B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち，生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか，付表9に掲げる方法によることができる。また，規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）
備考 1 基準値は年間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）		

ウ 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 群 数
A A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2,3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

工 湖沼の窒素・燐 (昭和57年12月25日追加)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道 1 , 2 , 3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 , 水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道 3 級 (特殊なもの) 及び 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産 2 種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産 3 種 , 工業用水 , 農業用水 , 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測 定 方 法		規格45.2 , 45.3 又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 1 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

才 湖沼の水生生物に係る環境基準 (平成15年11月5日付追加)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測 定 方 法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）

力 海域

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 群 数	n - ヘキサン 抽 出 物 質 (油 分 等)
A	水 産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及び C の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力値の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりC O D値を計算する。

$$C O D (O_2 mg / L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f Na_2 S_2 O_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)

$f Na_2 S_2 O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力値

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用

水 産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

キ 海域の窒素・燐(平成5年8月27日付追加)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるものの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種、水浴及び 以下の欄に掲げるものの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び の欄に掲げるものの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測 定 方 法	規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種： 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

2 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

ク 海域の水生生物に係る環境基準(平成15年11月5日付追加)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下
測 定 方 法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	